

世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則</p>	<p>○世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則</p>
<p>昭和53年12月15日規則第65号 中略</p>	<p>昭和53年12月15日規則第65号 中略</p>
<p>令和5年2月28日規則第6号 <u>令和6年3月5日規則第16号</u></p>	<p>令和5年2月28日規則第6号</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(標識の設置期間)</p>	<p>(標識の設置期間)</p>
<p>第5条 中高層建築物及び特定建築物（以下「中高層建築物等」という。）に係る標識の設置期間は、次の各号のいずれかに掲げる手続（2以上の手続をする場合は、最初の手続）をしようとする日（以下「確認申請等予定日」という。）の少なくとも15日前（特定建築物にあっては、60日前）から当該中高層建築物等の建築又は条例第2条第4号に規定する建築物の特定建築物への用途の変更（以下「特定建築物への用途の変更」という。）に係る工事が完了した日（以下「工事完了日」という。）までの間とする。</p>	<p>第5条 中高層建築物及び特定建築物（以下「中高層建築物等」という。）に係る標識の設置期間は、次の各号のいずれかに掲げる手続（2以上の手続をする場合は、最初の手続）をしようとする日（以下「確認申請等予定日」という。）の少なくとも15日前（特定建築物にあっては、60日前）から当該中高層建築物等の建築又は条例第2条第4号に規定する建築物の特定建築物への用途の変更（以下「特定建築物への用途の変更」という。）に係る工事が完了した日（以下「工事完了日」という。）までの間とする。</p>
<p>(1) 法第6条第1項に規定する確認の申請（法第87条第1項において準用する場合における確認の申請（特定建築物への用途の変更に係るものに限る。）を含む。）</p>	<p>(1) 法第6条第1項に規定する確認の申請（法第87条第1項において準用する場合における確認の申請（特定建築物への用途の変更に係るものに限る。）を含む。）</p>
<p>(2) 法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類の提出（法第87条第1項において準用する場合における書類の提出（特定建築物への用途の変更に係るものに限る。）を含む。）</p>	<p>(2) 法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類の提出（法第87条第1項において準用する場合における書類の提出（特定建築物への用途の変更に係るものに限る。）を含む。）</p>
<p>(3) 法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定の申請</p>	<p>(3) 法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定の申請</p>
<p>(4) 法第18条第2項に規定する計画の通知（法第87条第1項において準用する場合における計画の通知（特定建築物への用途の変</p>	<p>(4) 法第18条第2項に規定する計画の通知（法第87条第1項において準用する場合における計画の通知（特定建築物への用途の変</p>

改正後	改正前
<p>更に係るものに限る。)を含む。)</p> <p>(5) 法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定に係る通知</p> <p>(6) 法第43条第2項第2号、法第44条第1項第2号若しくは第4号、法第47条ただし書、法第48条第1項から第14項までの各項ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号、法第55条第3項若しくは第4項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第58条第2項、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項に規定する許可の申請</p> <p>(7) 法第3条第1項第4号、法第43条第2項第1号、法第44条第1項第3号、法第52条第6項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条第1項若しくは第2項、法第86条の2第1項、法第86条の6第2項、法第86条の8第1項、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第115条の2第1項第4号ただし書、令第131条の2第2項若しくは第3項、令第144条の4第1項第1号ホ、第2号ただし書若しくは第4号ただし書若しくは建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の16第4項ただし書の規定による認定の申請又は法第87条の2第1項の規定による認定の申請（特定建築物への用途の変更に係るものに限る。)</p>	<p>更に係るものに限る。)を含む。)</p> <p>(5) 法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定に係る通知</p> <p>(6) 法第43条第2項第2号、法第44条第1項第2号若しくは第4号、法第47条ただし書、法第48条第1項から第14項までの各項ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号、法第55条第3項若しくは第4項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第58条第2項、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項に規定する許可の申請</p> <p>(7) 法第3条第1項第4号、法第43条第2項第1号、法第44条第1項第3号、法第52条第6項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条第1項若しくは第2項、法第86条の2第1項、法第86条の6第2項、法第86条の8第1項、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第115条の2第1項第4号ただし書、令第131条の2第2項若しくは第3項、令第144条の4第1項第1号ホ、第2号ただし書若しくは第4号ただし書若しくは建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の16第4項ただし書の規定による認定の申請又は法第87条の2第1項の規定による認定の申請（特定建築物への用途の変更に係るものに限る。)</p>

改正後	改正前
<p>(8) 法第3条第1項第3号に規定する指定の申請</p> <p>(9) 法第58条第1項に規定する高度地区に関する都市計画で定められた特例許可又は特例認定の申請</p> <p>(10) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第1項に規定する計画の認定の申請及び同法第18条第1項に規定する計画の変更の認定の申請並びに同法第22条の2第1項に規定する計画の認定の申請及び同条第5項において準用する同法第18条第1項に規定する計画の変更の認定の申請</p> <p>(11) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の認定の申請</p> <p>(12) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第4条第1項に規定する建替計画の認定の申請、同法第7条第1項に規定する認定建替計画の変更の認定の申請又は同法第116条第1項に規定する許可の申請</p> <p>(13) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項まで（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請又は同法第18条第1項に規定する許可の申請</p> <p>(14) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する認定の申請又は同法第55条第1項に規定する変更の認定の申請</p> <p>(15) 東京都文教地区建築条例（昭和25年東京都条例第88号）第3条ただし書又は第4条ただし書に規定する許可申請</p> <p>(16) 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第2条第3項、第3条第1項ただし書、第4条第3項、第5条第3項、第8条の19第1項、第10条第4号、第10条の2第1項ただし書、第</p>	<p>(8) 法第3条第1項第3号に規定する指定の申請</p> <p>(9) 法第58条第1項に規定する高度地区に関する都市計画で定められた特例許可又は特例認定の申請</p> <p>(10) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第1項に規定する計画の認定の申請及び同法第18条第1項に規定する計画の変更の認定の申請並びに同法第22条の2第1項に規定する計画の認定の申請及び同条第5項において準用する同法第18条第1項に規定する計画の変更の認定の申請</p> <p>(11) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の認定の申請</p> <p>(12) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第4条第1項に規定する建替計画の認定の申請、同法第7条第1項に規定する認定建替計画の変更の認定の申請又は同法第116条第1項に規定する許可の申請</p> <p>(13) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項まで（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請又は同法第18条第1項に規定する許可の申請</p> <p>(14) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する認定の申請又は同法第55条第1項に規定する変更の認定の申請</p> <p>(15) 東京都文教地区建築条例（昭和25年東京都条例第88号）第3条ただし書又は第4条ただし書に規定する許可申請</p> <p>(16) 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第2条第3項、第3条第1項ただし書、第4条第3項、第5条第3項、第8条の19第1項、第10条第4号、第10条の2第1項ただし書、第</p>

改正後	改正前
<p>10条の3第2項第2号、第17条第3号、第21条第2項、第22条ただし書、第24条ただし書、第32条ただし書、第41条第1項ただし書、第52条又は第73条の20に規定する認定の申請</p> <p>(17) 世田谷区環七に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和61年9月世田谷区条例第56号）第11条に規定する許可の申請</p> <p>(18) 世田谷区環八に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成15年3月世田谷区条例第30号）第13条に規定する許可の申請</p> <p>(19) 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年7月世田谷区条例第34号）第8条第1項ただし書若しくは別表第3ア欄若しくはイ欄に規定する認定の申請又は同条例第15条第2項若しくは第16条各号に規定する許可の申請</p> <p>(20) 世田谷区特別工業地区建築条例（平成16年3月世田谷区条例第22号）第2条ただし書に規定する許可の申請</p> <p>(21) 世田谷区国分寺崖(がい)線保全整備条例（平成17年3月世田谷区条例第14号）第10条第1項に規定する許可の申請</p> <p>(22) 世田谷区斜面地等における建築物の制限に関する条例（平成17年3月世田谷区条例第19号）第4条第1項に規定する許可の申請</p> <p>(23) 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年東京都条例第155号）第14条に規定する認定の申請</p> <p>(24) 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（平成19年3月世田谷区条例第28号）第17条に規定する認定の申請</p> <p>(25) 東京都駐車場条例（昭和33年東京都条例第77号）第17条第1項ただし書、第17条の2第1項ただし書、第17条の3ただし書、第17条の4第1項ただし書、第17条の5第3項、第18条第1項若</p>	<p>10条の3第2項第2号、第17条第3号、第21条第2項、第22条ただし書、第24条ただし書、第32条ただし書、第41条第1項ただし書、第52条又は第73条の20に規定する認定の申請</p> <p>(17) 世田谷区環七に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和61年9月世田谷区条例第56号）第11条に規定する許可の申請</p> <p>(18) 世田谷区環八に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成15年3月世田谷区条例第30号）第13条に規定する許可の申請</p> <p>(19) 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年7月世田谷区条例第34号）第8条第1項ただし書若しくは別表第3ア欄若しくはイ欄に規定する認定の申請又は同条例第15条第2項若しくは第16条各号に規定する許可の申請</p> <p>(20) 世田谷区特別工業地区建築条例（平成16年3月世田谷区条例第22号）第2条ただし書に規定する許可の申請</p> <p>(21) 世田谷区国分寺崖(がい)線保全整備条例（平成17年3月世田谷区条例第14号）第10条第1項に規定する許可の申請</p> <p>(22) 世田谷区斜面地等における建築物の制限に関する条例（平成17年3月世田谷区条例第19号）第4条第1項に規定する許可の申請</p> <p>(23) 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年東京都条例第155号）第14条に規定する認定の申請</p> <p>(24) 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（平成19年3月世田谷区条例第28号）第17条に規定する認定の申請</p> <p>(25) 東京都駐車場条例（昭和33年東京都条例第77号）第17条第1項ただし書、第17条の2第1項ただし書、第17条の3ただし書、第17条の4第1項ただし書、第17条の5第3項、第18条第1項若</p>

改正後	改正前
<p>しくは第2項又は第19条の2第1項に規定する認定の申請</p> <p>(26) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項に規定する許可の申請</p> <p>(27) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第34条第1項に規定する認定の申請又は同法第36条第1項に規定する変更の認定の申請</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、延べ面積が1,000平方メートルを超え、かつ、高さが15メートルを超える中高層建築物（特定建築物を除く。）又は世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号）の適用がある中高層建築物（特定建築物を除く。）に係る標識の設置期間は、確認申請等予定日の少なくとも30日前から工事完了日までの間とする。</p> <p>（標識の設置方法等）</p>	<p>しくは第2項又は第19条の2第1項に規定する認定の申請</p> <p>(26) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項に規定する許可の申請</p> <p>(27) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第34条第1項に規定する認定の申請又は同法第36条第1項に規定する変更の認定の申請</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、延べ面積が1,000平方メートルを超え、かつ、高さが15メートルを超える中高層建築物（特定建築物を除く。）又は世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号）の適用がある中高層建築物（特定建築物を除く。）に係る標識の設置期間は、確認申請等予定日の少なくとも30日前から工事完了日までの間とする。</p> <p>（標識の設置方法等）</p>
<p>第6条 建築主又は事業者（以下「建築主等」という。）は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない方法で標識を設置するとともに、記載事項が前条に規定する期間中不鮮明にならないように標識を維持管理しなければならない。</p> <p>（標識の記載事項の変更等）</p>	<p>第6条 建築主又は事業者（以下「建築主等」という。）は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない方法で標識を設置するとともに、記載事項が前条に規定する期間中不鮮明にならないように標識を維持管理しなければならない。</p> <p>（標識の記載事項の変更等）</p>
<p>第7条 建築主等は、中高層建築物等の建築又は特定建築物への用途の変更（以下「建築等」という。）に係る計画を変更したときは、速やかに標識の当該記載事項を訂正しなければならない。</p> <p>2 建築主等は、建築等に係る計画を中止したときは、速やかに標識を撤去しなければならない。</p> <p>（標識の設置届等）</p>	<p>第7条 建築主等は、中高層建築物等の建築又は特定建築物への用途の変更（以下「建築等」という。）に係る計画を変更したときは、速やかに標識の当該記載事項を訂正しなければならない。</p> <p>2 建築主等は、建築等に係る計画を中止したときは、速やかに標識を撤去しなければならない。</p> <p>（標識の設置届等）</p>
<p>第8条 条例第6条第2項の規定による届出は、第2号様式に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) 案内図</p> <p>(2) 配置図</p>	<p>第8条 条例第6条第2項の規定による届出は、第2号様式に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) 案内図</p> <p>(2) 配置図</p>

改正後	改正前
<p>(3) 各階平面図  (4) 2面以上の立面図  (5) 2面以上の断面図  (6) 日影図  (7) 特定建築物の建築又は特定建築物への用途の変更をする場合は、その営業時間、運営方法等を記載した書類</p> <p>2 建築主等は、前条第1項の規定により標識の記載事項を訂正したときは、第2号の2様式により区長に届け出なければならない。</p> <p>3 建築主等は、前条第2項の規定により標識を撤去したときは、第2号の3様式により区長に届け出なければならない。</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>中略</p> <p>附 則（令和5年2月28日規則第6号）</p> <p>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の第5条第1項第6号及び第7号の規定は、令和5年5月31日以後に行うこれらの号に掲げる手続に係る世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年12月世田谷区条例第51号）第2条第1号に規定する中高層建築物及び同条第2号に規定する特定建築物について適用する。</p> <p><u>附 則（令和6年3月5日規則第16号）</u></p> <p><u>1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第2号様式第1面、第2号の2様式及び第2号の3号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</u></p>	<p>(3) 各階平面図  (4) 2面以上の立面図  (5) 2面以上の断面図  (6) 日影図  (7) 特定建築物の建築又は特定建築物への用途の変更をする場合は、その営業時間、運営方法等を記載した書類</p> <p>2 建築主等は、前条第1項の規定により標識の記載事項を訂正したときは、第2号の2様式により区長に届け出なければならない。</p> <p>3 建築主等は、前条第2項の規定により標識を撤去したときは、第2号の3様式により区長に届け出なければならない。</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>中略</p> <p>附 則（令和5年2月28日規則第6号）</p> <p>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の第5条第1項第6号及び第7号の規定は、令和5年5月31日以後に行うこれらの号に掲げる手続に係る世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年12月世田谷区条例第51号）第2条第1号に規定する中高層建築物及び同条第2号に規定する特定建築物について適用する。</p>